

VI 平常時の取り組み

市社協では、平常時より、災害に備えた関係機関、団体やボランティア等のネットワーク、協力体制の構築、人材育成、資機材の整備等、必要と思われる事業を行う。

1. 関係機関とのネットワーク（災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書）

久留米市地域防災計画に基づき、市社協と市で「久留米市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」を締結する。

災害ボランティアセンターの位置づけや設置運営に関する役割分担、具体的な運用方法を明確にし、災害ボランティアセンターの効率的かつ効果的な設置・運営について確認を行う。

2. 情報提供及び収集体制（ホームページ等を含む）

関係機関、団体を通じて、情報提供や情報収集を迅速かつ的確に行うために、平常時より、災害時用のホームページや周知文などは、あらかじめ作成し準備をしておく。

3. 災害が軽微な場合等の対応

災害ボランティアセンターが設置運営されるに至らないケースでの災害関係ボランティア対応は、主として「久留米市ボランティアセンター」にて必要な対応を行う。

なお、市、市民活動サポートセンターなど、関係機関等との情報共有を行う。

久留米市ボランティアセンター	TEL(0942)34-3035 FAX(0942)34-3090
久留米市（協働推進課）	TEL(0942)30-9064 FAX(0942)30-9706
久留米市市民活動サポートセンター	TEL(0942)30-9067 FAX(0942)34-9068

4. 災害ボランティアセンターの備品、資機材等の準備

災害ボランティアセンター運営用及び現地活動支援用の備品、資機材等の準備、整備を行う。

＊災害用資機材在庫表（別紙3）

5. 防災士及びセンター運営スタッフ等の計画的な養成

- （1）災害ボランティアセンター活動の支援や地域防災体制の要となる防災士を全校区に養成する。
- （2）当面の目標は、各校区に3名ずつの防災士の配置を目指す。

6. 定期的な訓練の実施

毎年1回以上、市社協、市、防災士会、関係機関と連携した災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施する。（久留米市総合防災訓練時など）

7. 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し等

このマニュアルは、災害ボランティアセンターの設置運営にかかる研修や訓練及び各地の自然災害と、その対応を教訓として、随時、見直しを行うものとする。